

(様式第 1 号)

豊丘村防災行政情報受信用タブレットの貸与に係る申請書兼同意書

令和 年 月 日

豊丘村長 様

住所 豊丘村大字 河野 ・ 神稲 番地

氏名 (世帯主名)

電話 (日中、連絡可能な電話番号をご記入ください)

— —

私の世帯は、75歳以上（令和4年3月31日現在）の高齢者が1名以上いる在宅高齢者世帯に該当しますので、豊丘村防災行政情報受信用タブレットの貸与を希望します。また、利用にあたっては、下記に記載された「防災行政情報受信用タブレットの貸与に係る留意事項」に同意し、そのすべてを遵守します。

記

防災行政情報受信用タブレットの貸与に係る留意事項

- ① 村から貸与する防災行政情報受信用タブレットは、タブレット本体、梱包箱、電源コード・コンセント、簡単マニュアル(本)(以下「貸与物品」という。)です。
- ② 貸与物品を利用するうえで発生する電気料は、利用者の負担とします。
- ③ 貸与物品の利用は、原則無償ですが、個人に割り当てられた月500メガバイトの通信容量を超える利用が認められるときは、通信費をご負担いただく場合があります。

続きは裏面をご覧ください

- ④ 貸与物品は、豊丘村から配信する防災行政情報の視聴のみにご利用ください。当該情報の視聴以外、インターネットの利用はできないように設定されていますが、故意に操作して個人情報の漏えい等の事故又は課金の支払い等の損害が生じた場合は、村は一切の責任を負いません。
- ⑤ 利用者は、貸与物品を適切な管理のもとに使用し、故障・紛失・盗難があったとき又は毀損（物をこわすこと）したときは、直ちに豊丘村役場広報係へ報告するとともに、故障・紛失・盗難・毀損届をご提出ください。
- ⑥ 前項の場合において、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、利用者にその現品又は修繕費を含む対価を弁償していただきます。
- ⑦ 貸与物品の売却、譲渡、転貸、担保設定、改造、廃棄その他不適切な取扱いが認められるときは、貸与を取り消し、利用者にその現品又は対価を弁償していただきます。
- ⑧ 貸与物品の管理運営において、特別な事情が生じたときは、豊丘村役場の指示に従い、速やかに貸与物品を返却してください。
- ⑨ 貸与物品が不要になったときは、速やかに豊丘村役場広報係へ報告するとともに、貸与物品を返却してください。